

議案第17号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入居の手続） 第10条 入居決定者は、町長の指定する<u>期日</u>までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。 （1） 入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人（<u>連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。</u>）の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証	（入居の手続） 第10条 入居決定者は、町長の指定する<u>期日</u>に次の各号に掲げる手続をしなければならない。 （1） <u>鳥取県中部地区内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人（うち1人は、町内に住所を有する者とする。）</u>の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及

明書を添えて町長に提出すること。 (2) 略 <u>2 町長は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、連帯保証人の保証を要しないものとすることができる。</u> <u>3 町長は、入居決定者が第1項の手続を行わないとき又は不正な行為によって賃貸住宅に入居したときは、入居の決定を取り消すことができる。</u> <u>4 略</u> (家賃) 第11条 家賃は、別表に掲げるとおりとし、<u>前条第4項</u>の入居可能日から賃貸住宅を明け渡した日（第22条第1項の明渡しの請求があったときは、同条第2項の町長が指定する期日）までに徴収する。 2～4 略 (入居者の費用負担義務) 第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>障子紙及びふすま紙の張替、ガラスのはめ替並びに畳、壁及び建具の修繕に要する費用（退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている障子紙及びふすま紙の張替並びに畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。）</u> (5)及び(6) 略 2及び3 略	び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。<u>ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</u> (2) 略 <u>2 町長は、入居決定者が前項の手続を行わないとき又は不正な行為によって賃貸住宅に入居したときは、入居の決定を取り消すことができる。</u> <u>3 略</u> (家賃) 第11条 家賃は、別表に掲げるとおりとし、<u>前条第3項</u>の入居可能日から賃貸住宅を明け渡した日（第22条第1項の明渡しの請求があったときは、同条第2項の町長が指定する期日）までに徴収する。 2～4 略 (入居者の費用負担義務) 第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>障子紙、ふすま紙若しくは畳の張替、ガラスのはめ替又は壁若しくは建具の修繕に要する費用</u> (5)及び(6) 略 2及び3 略
--	--

(三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入居の手続) 第11条 町営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、町長の指定する期日までに次の手続をしなければならない。 (1) 入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。)の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。 (2) 略 <u>2 町長は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、連帯保証人の保証を要しないものとすることができる。</u> <u>3 町長は、第1項各号の手続を怠った者に対しては、入居の決定を取り消すことができる。</u> <u>4 略</u> (入居の承継の承認) 第13条 略 2 略 3 第1項の承認を受けた者の入居の手続については、<u>第11条第1項から第3項までの規定を準用する。</u> (家賃の納付) 第16条 家賃は、<u>第11条第4項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日（第28条第1項又は第33条第1項の明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の明渡しの請求があったときは請求のあった日）までに徴収する。</u> 2～4 略 (入居者の費用負担義務) 第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) 略	(入居の手続) 第11条 町営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、町長の指定する期日までに次の手続をしなければならない。 (1) <u>鳥取県中部地区内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人（うち1人は、町内に住所を有する者とする。）の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。</u> (2) 略 <u>2 町長は、前項各号の手続を怠った者に対しては、入居の決定を取り消すことができる。</u> <u>3 略</u> (入居の承継の承認) 第13条 略 2 略 3 第1項の承認を受けた者の入居の手続については、<u>第11条第1項及び第2項の規定を準用する。</u> (家賃の納付) 第16条 家賃は、<u>第11条第3項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日（第28条第1項又は第33条第1項の明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の明渡しの請求があったときは請求のあった日）までに徴収する。</u> 2～4 略 (入居者の費用負担義務) 第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) 略

(4) 障子紙及びふすま紙の張替、ガラスのはめ替並びに畳、壁及び建具の修繕に要する費用（退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている障子紙及びふすま紙の張替並びに畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。） (5) 略	(4) 障子紙、ふすま紙若しくは畳の張替、ガラスのはめ替又は壁若しくは建具の修繕に要する費用 (5) 略
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。